

# 身体拘束等適正化のための指針



一般社団法人由利本荘医師会  
医師会居宅介護支援センター

## 1. 一般社団法人由利本荘医師会 医師会居宅介護支援センターにおける身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

### (1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を禁止とする。

### (2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

#### 1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

#### 2) 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

#### 3) 一時性

身体拘束等が一時的であること。

### (3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

1) 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

2) 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

3) 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。

5) 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

6) 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を容認していないか、または行っていないか、振り返りながら、利用者が主体的な生活を送ることができるよう努める。

#### (4)情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応じる。

## 2. 身体拘束等廃止に向けた体制

### (1)身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束等の廃止を目的として「由利本荘医師会病院身体拘束等適正化委員会(以下、委員会)」を設置する。

#### 1)委員会の組織

委員会の構成員は由利本荘医師会病院(事務局長、総看護師長、介護医療院看護師長、リハビリテーション科技師長、医事課事務)、医師会居宅介護支援センター管理者、医師会訪問看護ステーション管理者、医師会居宅介護支援センター介護支援専門員とする。

委員会の責任者として委員長をおき、これを由利本荘医師会病院事務局長が務めることとする。

副委員長を各部門長が務め、「身体拘束等適正化に関する措置を適切に実施するための各部門の担当者(以下、担当者)」とする。

各構成員の役割は以下の通りとする。

- ・由利本荘医師会病院事務局長・・・委員長、身体拘束等適正化に関する措置を適切に管理するための担当者
- ・医師会居宅介護支援センター管理者・・・副委員長、身体拘束等適正化に関する措置を適切に実施するための担当者
- ・介護支援専門員・・・委員、介護サービス事業所等に現状把握、身体拘束等を実現せざるを得ない場合等の検討と記録

### (2)やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

- ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を支援経過に記録する。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束等適正化委員会に報告し、検討する。

### (3)委員会の開催

委員会は、委員長の招集により研修計画に基づき、年2回以上開催するとともに、必要に応じて随時開催する。また、定期開催については虐待防止検討委員会との共催とする。

重大な身体拘束等が確認された場合は、迅速に臨時委員会を開催し、改善に向けた対応方法を検討する。

### 3.身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

医師会居宅介護支援センターの全職員が身体拘束を行う可能性や身体拘束を発見する可能性についての研修が必要となる。そのため、全職員を対象とした身体拘束等廃止・適正化のための研修を計画的に実施する。

#### (1)定期研修

年1回のWEB研修会を実施する。行政等が開催する「身体拘束等適正化」や「人権の尊重」「尊厳の保持」等に関する研修を受講する。

#### (2)新規採用時

職員の新規採用時には、新人研修の一環として「身体拘束等適正化」等に関する研修を行う。

#### (3)研修記録

研修実施ごとに、研修内容、日時、研修受講者について記録する。

### 4.本指針の改廃

本指針の改廃の要否および改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

### 5.附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。